

## 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 高橋 はじめ

- 1 日時  
令和2年8月6日（木曜日）  
午前10時開会、午前11時35分散会
- 2 場所  
エスポワールいわて 2階大中ホール
- 3 出席委員  
高橋はじめ委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、佐々木順一委員、  
五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、  
佐藤ケイ子委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、岩城元委員、千葉秀幸委員、  
千葉伝委員、岩崎友一委員、城内よしひこ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、  
白澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穩至委員、武田哲委員、米内紘正委員、  
高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、小野共委員、高橋但馬委員、  
吉田敬子委員、佐々木朋和委員、田村勝則委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、  
佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、高田一郎委員、  
千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小林正信委員、工藤勝子委員、  
山下正勝委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員  
工藤勝博委員
- 5 事務局職員  
八重樫事務局次長、嵯峨議事調査課総括課長、大坊政策調査課長、角館主任主査、  
藤根主任主査、今野主任主査
- 6 説明のために出席した者  
なし
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 岩手県における復興の現状について  
(参考人)  
復興庁 岩手復興局  
次長 重高 浩一 氏
  - (2) 現地調査（11月実施分）の実施について
  - (3) その他

## 9 議事の内容

○**高橋はじめ委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

工藤勝博委員は欠席ですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、岩手県における復興の現状について調査を行います。

本日は、講師として復興庁岩手復興局次長、重高浩一様をお招きしておりますので、御紹介いたします。

重高様の御略歴につきましては、お手元に配付いたしております資料のとおりでございますが、重高様は主に国土交通省本省、地方整備局などで勤務された後、平成28年6月から平成30年3月までは内閣府で防災を担当され、平成30年4月から復興庁岩手復興局次長に就任されております。

重高様には、御多忙のところお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

これからお話をいただくことといたしますが、後ほど質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、重高様、お願いいたします。

○**重高浩一参考人** ただいま御紹介にあずかりました復興庁岩手復興局の重高でございます。本日はよろしく願いいたします。

きょうは、岩手県における復興の現状について、御説明させていただきます。

初めに復興庁について御説明させていただきますが、復興庁は内閣に置かれた機関であり、内閣官房とともに、東日本大震災からの復興に関しては、各省よりも一段高い立場から総合調整を行うという権限を持っておりまして、各省の総合調整を行っております。ただ、当庁はもともとあった省庁ではございませんので、職員は私のようにいろんな省庁から集まってきた復興に携わっているという形です。

役割といたしましては、復興に関する国の施策の企画、調整、実施ということで、各省で実施する部分がほとんどなのですけれども、各省でできない部分については復興庁自らが実施する部分もあるといったような組織になっております。

それから、もう一つの大きな役割として、地方公共団体への一元的な窓口、支援ということで、沿岸部に出かけ、市町村の方々と打合せをしております。

復興庁の本庁の組織についてですが、トップは内閣総理大臣ですけれども、実質的には復興大臣がトップで仕事を回しております。いろんな班に分かれて活動をし、各省庁と調整を行っているというのが本庁側の組織です。

そして、被災地側の組織につきましては、現在岩手県、宮城県、福島県の3県に復興局を設けておりまして、現地にそれぞれ数十人の職員、福島県についてはもう少し多く、100人近くいますが、そういった体制で仕事をしているという状況です。

次のページに岩手復興局の体制を載せておりますけれども、岩手復興局の担当の政務は、

復興大臣政務官が歴代となっております。その下に事務方として復興局長、そして次長という体制です。復興局長は8月1日に人事異動があったため、本来であればこの場は復興局長から説明をさせていただきたかったところですが、そういった事情ですので、私のほうから説明をさせていただいております。

岩手復興局の仕事としましては、本庁と被災自治体とをつないでさまざまな仕事をしているわけですが、大きく分けまして被災者支援、ハード関係の交付金や事業推進、そしてソフト関係の産業、観光などの復興といった大きな3分野の仕事をしております。これからは、この3分野毎に現状について簡単に紹介をさせていただきます。

まず、被災者の健康・生活の支援ですが、応急仮設住宅等の入居者は、令和2年6月末現在で318名、ピーク時の0.7%ということで、応急仮設住宅は解消が進んでおります。

復興庁では被災者支援総合交付金という予算を確保いたしまして、令和2年度では全国計で155億円という金額を確保して被災者支援を行っております。直接国が支援するという形ではなく、地方公共団体がさまざまな支援団体に対して資金的な支援をする、あるいはセミナーを開催するというところに対して、国がお金を交付するという形でありまして、主に3分野、住宅・生活再建支援、心のケア、コミュニティー形成支援といった分野で支援を行っております。応急仮設住宅におられる方がだんだん減ってきておりますので、新たに災害公営住宅等で生活を始められた方々が新たな地域コミュニティーをつくっていくという場面に向かって、最近ではコミュニティー形成支援のほうに重点を置いているといったようなことで、被災者の生活再建のステージに応じて、きめ細かく支援を行っているところで

す。写真は、盛岡市での地域食堂の開催の写真を載せておりますけれども、沿岸の被災地だけではなく、内陸に避難してきた方々の支援も含めまして、岩手県全体でさまざまな支援を行っているところです。

沿岸部の支援といっても、実際には例えば心のケアを担当する精神科の先生は岩手医科大学付属病院の先生ですので、内陸の支援者の力によって沿岸部の方々の支援が行われており、我々も内陸でさまざまな方々と意見交換し、実情を把握しながら、きめ細かく支援をするような仕事を現在も行っております。

続きまして、ハード関係の住まいとまちの再生ですが、民間住宅用の宅地は99.3%が完成ということで、沿岸部のさまざまなところで土地区画整理事業、あるいは漁業集落防災機能強化事業などで住宅用地を整備してまいりました。残るは陸前高田市の一部の地区のみとなっております、こちらも令和2年度末までには宅地の供給は完成するというところで、ハードの整備は順調に進んでいるという状況です。

それから、災害公営住宅は、令和2年5月末現在で98.3%が完成し、沿岸部については全ての災害公営住宅が完成をしております。残っているのは、盛岡市内に避難された方々のための災害公営住宅99戸分ですが、年内に完成の予定で、県が事業主体になって住

宅の建設工事を進めていただいているという状況です。これをもちまして、被災3県全ての災害公営住宅が完成で、住まいとまちの再建については、今年度で終了するということとなります。

鉄道の復旧状況ですが、皆さんよく御存じのことだとは思いますが、JR八戸線はいち早く復旧、JR大船渡線はBRTで供用し、今年度の4月をもって鉄道事業は廃止、BRTで運営をしていくということです。それから、三陸鉄道のリアス線ですけれども、宮古、釜石間の旧山田線の区間は、JR山田線の区間をJRで復旧した後、三陸鉄道へ運営を移管し、昨年3月に運行が開始しております。これによりまして、延長163キロメートル、日本一長い第三セクターの鉄道ができて運行が始まったわけですが、残念ながら昨年の台風により大きな被害を受けまして、その復旧作業に今年度の3月までかかり、ようやく運行再開という状況です。

続いて、道路の関係ですが、こちらでも今年度末目標で、国土交通省が復興道路、復興支援助道の整備を進めてきたところです。現時点で、三陸沿岸道路については72%の区間が供用し、釜石自動車道については全て昨年のラグビーワールドカップ前に供用という形で着々と進んでおります。宮古盛岡横断道路についても既に半分以上の部分が供用ということです。今年度末までに全区間供用ということを目指して進めていたところですが、先月初めに国土交通省から、普代村、野田村の区間が山の状況が悪いことから、慎重に工事を進めなければならないということで、供用が来年に遅れるという発表があったところです。

いずれにしましても、被災地の復興のためにはこの道路の開通が非常に重要なインパクトを持った事業ですので、復興のリーディングプロジェクトとして、鋭意国土交通省に整備を進めていただくということです。

続いて、海岸堤防の状況ですが、基本的な考え方として、頻度が高い津波については海岸堤防により人命、財産等を守るということで、具体的には数十年から百数十年に1回程度襲来するであろう津波に対してしっかりと守っていく高さを設定して海岸堤防の整備をしております。整備の事業主体は県と市町村とありますけれども、全箇所既に工事には着工しております。8割方完成をしているところです。そういった規模での堤防復旧ということで、最大クラスの津波に対しては、この海岸堤防を越えてくるのが想定をされます。ハードだけに頼るのではなく、住民にしっかりと避難をしていただくということで、堤防の整備とあわせて避難施設、緊急避難場所の整備、あるいは避難階段の整備といったハードの関係、そして避難訓練等のソフト対策、そういったものを動員いたしまして、多重防御という考え方で減災を図っていくということで整備を進めております。したがって、ハードの海岸堤防は今年度予算の中でほぼ復旧なり整備が終わるわけですが、避難訓練等息の長い地域での活動がこれからも必要ではないかと思っております。

続いて、産業・なりわいの再生の関係です。まずは商業関係ですが、山田町、陸前高田市、大船渡市、釜石市のそれぞれから申請のあったまちなか再生計画を復興庁で認定をいたしまして、その計画に基づいてまちなかの整備を行っております。スキーム上はそうな

のですけれども、このまちなか再生計画を復興庁で認定する前に、計画づくりの段階から復興庁の職員が現場に出向いて、どういった計画をつくれればよりよいまちができるかといった御相談に応じたり、あるいは専門家の方を紹介したりしながら、まちなか再生計画の計画づくりの段階から支援をしております、それに基づいて認定ということです。

写真にある4施設は既に完成をしておりますけれども、陸前高田市のまちなか再生計画は昨年度内容変更を行いまして、アバッセたかたのほかにも今泉地区でもう一つ、発酵の里カモシーというエリアでまちなか再生を進めるということで昨年計画認定をしており、その計画に基づいて今まさに工事が進んでおります。こちらにも年内には完成して、新たな商業施設ができるということでありまして、こういった核となる商業施設の整備というのは着々と進んでいると認識をしております。

課題としましては、この核となる商業施設の周りもそれなりの商業エリアとして各市町村エリア設定をしているわけですが、店の再開、再建がなかなか思うように進んでいないところがあるということです。どういったてこ入れをしていけばいいのかが課題ということで、各市町村と引き続きいろいろと知恵を絞りながら対応していきたいと考えております。

続いて、水産業の関係ですが、ハードの水産業共同利用施設の整備、復旧は着実に進捗をしております。ただ、そういった設備は整いましたけれども、水揚げ量、水揚げ金額が非常に低迷をしているということで、せっかくつくったハードも半分ぐらいしか稼働していないといった状況もあるということで、水揚げの課題については被災地だけではなく全国的な課題でもありますけれども、どういった対応が必要なのか、水産庁とも話をしながら、課題解決に向けていろいろと検討していかなければならないという状況であります。

なりわいの一つとして観光関係ですが、被災前には三陸地域の中心産業は、水産業、水産加工業といったところだったので、観光産業はもともと裾野の広い産業ですので、地域の食材を生かして観光もさらに進めていくようなことに取り組んでいこうということです。

復興庁では、平成28年を東北観光復興元年と位置づけ、復興庁だけではなく政府一丸となって、特に国土交通省、観光庁と一緒に観光復興に取り組んでおり、外国人宿泊者数に着目しております。と申しますのは、東北の観光のメインのお客さんですけれども、日本人の人口は減少傾向にあるということで、長い目で見ると外国人観光客を引き込んでくるのが観光のためにはどうしても必要であるということで、東北6県の外国人延べ宿泊者数に着目して観光復興に取り組んでおります。

平成28年に、東北6県で150万人泊を2020年に達成しようという目標を立て、取り組んでおりましたところ、順調に外国人の入り込みもふえ、岩手県でもいわて花巻空港に台北、あるいは上海との国際定期便ができて、順調に外国人宿泊者数がふえ、令和元年に1年前倒しで目標は達成をしております。

岩手県における外国人旅行者の特徴ですけれども、台湾からのお客さんが約6割を占め

ております。いわて花巻空港の直行便もあるということ、あるいはそれぞれの観光地、旅館の方々の御努力もあって、台湾に行ってさまざまなPRをしてきたということもあり、こういった状況になっております。ただ、今年御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の影響で外国人観光客が来ることができない状況になっているということで、非常に苦しい状況ではありますが、このメインのお客さんである台湾の旅行会社の方々から、既に秋、冬以降のツアーに向けて予約は入り始めているということです。今後の新型コロナウイルス感染症の状況によって、またキャンセルになるかもしれないのですけれども、引き続き東北には関心を持っていただいているということで、そういったところをてこに、県内の事業者、観光関係の方と意見交換しながら、今年も復興庁として観光復興に引き続き取り組んでまいります。

岩手復興局の体制図の中では特段柱としては立てていませんけれども、震災遺構・復興祈念公園の関係についてもこのまま復興庁全体の取り組みとして支援を行っております。まず、震災遺構につきましては、各市町村1カ所、震災遺構の初期整備に必要な費用を支援するというで行っており、左上の写真がたろう観光ホテルで、東北で一番最初に保存がなされた震災遺構です。それから、明戸の防潮堤といったようなものもありますけれども、そういった震災遺構の保存、初期費用の整備については復興庁で支援をしております。

国営の追悼・祈念施設を東北3県、各県に1カ所ずつ整備しようということで、岩手県の場合には陸前高田市に整備を進めております。この津波復興祈念公園の中には、国営の追悼・祈念施設と併せまして、岩手県で整備をされた東日本大震災津波伝承館、それから陸前高田市と一緒に道駅を整備しまして、昨年9月に一部オープンを迎えております。特に道の駅には、たくさんの方が集まり、にぎわってございましたけれども、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で、入り込みが少なくなっております。今年度、津波復興祈念公園全体がオープンするというので、完成に向けて国土交通省が公園整備を進めておりますし、隣接する運動公園を陸前高田市で整備をし、今週末式典も行われるということで、ますます多くの方々に来ていただけるのではないかと期待をしているところです。

震災遺構、復興あるいは伝承について、ここからは復興庁の立場を離れてお話をさせていただきます。皆さん、きょう8月6日が何の日か御存じだと思います。では、昭和41年7月11日、何があったかということをお存じの方はいらっしゃいますか。議会に身を置いている方々にはぜひとも覚えておいていただきたいのですけれども、昭和41年7月11日に広島市議会で原爆ドームの保存が決議されました。戦後21年がたとうとしている時です。私自身広島市で生まれ育っておりますので、いろんな思いがありますけれども、戦後20年ぐらいたってようやく広島市も復興が進んで、被爆の面影を残す建物がだんだんと減ってきた中で、原爆ドームをどうすべきかということの議論が盛り上がってきました。ただ、戦後20年の夏には結論は出せなかったのですけれども、その次の年に市議会全員一致で決議をされて、原爆ドームの保存が始まったということです。それに比べると、東日本大震災での遺構の保存は、かなり早めに動きがあることを常々思いながら被災地を歩いて

おります。

これがハードの関係ですけれども、ソフトの伝承の関係について広島市の場合でいいますと、原爆ドームのハードの保存は進んでいきましたけれども、語り部の活動が本格的に始まったのはもっとたってからです。昭和55年頃、いわゆるテンフィート運動がありました。被爆直後の広島市の状況をアメリカ軍が撮影したフィルムを買い戻そうという草の根の運動です。さまざまな募金等を集めて買い戻した映像の中には、被爆直後のさまざまな映像が載っており、それを編集して映画をつくったりしましたけれども、これは後世に伝えていかなければならないという動きが出てきて、修学旅行生等に対する語り部活動が本格的に始まってきたということです。

東日本大震災の津波での体験も壮絶な体験だったと思いますので、まだとてもではないけれども語ることができないという方もたくさんいらっしゃると思います。そういった方々に、私が申し上げたいのは、全く焦る必要はありません、次の世代に伝えようと思った時に伝えればよいということです。その伝える時に、一つのツールとして遺構があれば伝えやすいのかなということで、遺構や伝承施設をこれからどのように生かしていくかということは、時間をかけてじっくりと検討していただければいいのではないかと常々思っております。

以上、個人的なことも話をさせていただきましたけれども、国ではこういった支援を行っております。

最後に、先月復興推進会議で決定された令和3年度以降の復興の取り組みについて御説明をさせていただきたいと思います。復興・創生期間と名づけて今年度までさまざまな取り組みを行ってまいりました。ハード関係はおおむね最終段階、復興の総仕上げ段階になってきておりますけれども、被災者支援、産業、なりわいの再生といったソフト関係についてはさまざまな課題が残っております。こういった課題につきまして、必要な支援を引き続き行っていくということで、その実現に向けまして令和3年度からの5年間で第2期復興・創生期間と名称をつけまして、引き続き復興庁で取り組みを進めるということが先月決定をされました。

今後の取り組みとして、大きく二つの地域に分けて整理をしております。震災後最初の10年間は、岩手県、宮城県、福島県も一緒に、さまざまな課題をそれぞれ取り組んできたわけですけれども、復興の進捗度合いに違いがあるということで、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では課題が大分違うということで、大きく二つに分けて取り組みを進めるという整理をしております。

まず、一つ目として、岩手復興局及び宮城復興局の位置を、課題が集中する沿岸部へ移設しようということでもあります。

二つ目として、東日本大震災復興特別区域法の対象地域を重点化していこうということでありまして、今まで岩手県の場合は県内全域が復興特別区域法の対象の市町村になっておりましたけれども、これを沿岸部に重点化していこうということで、案を策定しまして、

今パブリックコメントで意見を伺っている状況です。

三つ目として、地方創生との連携強化です。第1期復興・創生期間も創生という名前はついておりましたが、復興に関する課題が山積みであり、復興が重点的な取り組みだったことから、第2期復興・創生期間はさらに地方創生に軸足を置いて、復興庁、岩手復興局にも内閣府の地方創生事務局との職員の併任を置くようなことも行いながら、地方創生に向けた取り組みを強化していこうということを検討しているところです。そういった今後の検討課題があり、予算要求に向けて、そして年末の予算決定に向けてさまざまな議論を行っている最中です。

それから、もう一つ、復興推進会議で決定されたのが事業規模と財源についてです。まず令和2年度までの事業、昨年度事業の決算見込み、今年度の執行見込みを踏まえまして集計したところ、31.3兆円程度という予想になっております。それに加えて、さらにどれだけの事業規模が必要かを関係各省庁から話を聞きまして積み上げたところ、1.6兆円程度ではないかということで、総額32.9兆円規模の事業が必要ではないかという見積りになっております。財源を検討したところ、既存の枠組みの中でおおむね見合う金額が確保できるだろうという見込みで、今後5年間事業を取り組んでいこうということでもあります。

これは大枠の金額ということで、実際には各年度何が必要かをきめ細かく予算編成過程の中で被災自治体とやり取りをしながら予算要求を行っていき、各年度の支援を決定していくという流れになるかと思えます。

今申し上げたことを棒グラフで描いたものですが、執行済み金額の上に今後1.6兆円程度必要だということで、新たなフレームをつくったものであります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○高橋はじめ委員長 重高様、御講演大変ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまの御説明に関し、質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。

○吉田敬子委員 御講演ありがとうございます。何点か質問させていただきたいのですが、来年度からは第2期復興・創生期間ということをお説明いただいたのですが、報道では岩手県は5年間の予算が1,000億円程度と聞いております。説明の中でも心のケアに関する必要性はお話しされていたのですが、心のケアは大変深刻で、岩手県でも子供たちの心のケアの相談件数は年々ふえているのが現状で、来年度以降の予算の中で、心のケアに関する予算はこれまでと同規模なものなのかを確認させていただきたいと思えます。また、岩手県は今年度復興教育の中で、副読本を新たに改訂しており、復興教育は大事なものという視点でいるのですが、国では被災3県の中で復興教育の課題をどのような観点で捉えているのかお伺いしたいと思います。

○重高浩一参考人 まず、心のケアの予算の関係ですが、今回は大枠ということで、全体としてどれぐらい必要かを各省庁から聞き取りしながら見積もったものでありまして、実際の個別事業の各年度の予算については、これから予算編成過程できめ細かく地元の御



意見、実情を把握しながら、関係省庁とも総合調整をしていく中で決めていくものです。したがって、現時点でこの 1,000 億円の中の幾らというものを持っているわけではありません。

続いて、復興教育の関係ですけれども、こちらは復興庁全体として明確な支援メニューがあるという形ではないのですけれども、地方公共団体等の地方交付税、財政措置といった中での総括的な支援という形で取り組んでいくものかと思っております。復興教育の中身は、まさに岩手県では先進的な取り組みもされているということで、この取り組みをしっかりと進めていただければいいのかと思っております。

先ほどの発表の中で、伝承活動についてそんなに焦る必要はないという話をさせていただきましたが、一方で私自身戦後生まれですから、平和教育自体は物心ついた頃から受けてまいりました。そういう意味で、震災を知らない世代に対しては、しっかりと各年齢の段階に応じた教育は必要であろうということで、それはまさに今岩手県ではしっかりと行われていると見ているところです。

○吉田敬子委員 震災の記憶がない児童がふえてきていることから、今回岩手県としてはその内容を改訂したのですけれども、今小学校 3 年生が震災後に生まれたことになるのですけれども、これから震災を知らない子供たちが徐々にふえていく中で、震災教育は国としても大切だという位置づけを引き続き持っていただき、岩手県としては国の予算がないと力を入れてやっていけないのが現状ですので、心のケアに関してもそうですし、復興教育も一緒に、国として今後の予算化に向けて調整していただきたいと思えます。

○ハクセル美穂子委員 御説明ありがとうございました。なりわいの再生に関係すると思うのですが、今後の取り組みの中に、沿岸部に岩手復興局を移設、地方創生との連携強化という記載があります。沿岸部の旅館の方などに、新型コロナウイルス感染症の影響はあるのか聞いたところ、まずは復興工事が終わり工事の業者が帰られて、復興工事で泊まってくれた業者がいなくなったことのほうが大きな打撃になっていて、それにプラス新型コロナウイルス感染症の影響があるということでした。なりわいの再生は、いろいろな課題が多いと思っております。地方創生との連携強化は、例えば関係人口を向上させていくといったことになると思うのですが、もし今の段階でお話しできる具体的なものがあれば、こういった形で連携強化をされるのかを教えていただきたいと思えます。

○重高浩一参考人 復興庁では、これまでは復興のほうに軸足を置いていたので、これからどう取り組んでいこうかという検討段階ではありますけれども、地方創生推進交付金の計画を各自治体でつくって、それに基づいて内閣府で支援をするのが既存のスキームです。計画づくりの段階で、今まで復興庁が各自治体に足を運んで計画づくりの相談に応じていたやり方を模して、地方創生関係でも何かできることはないのかといったところを今検討しているところです。

これまでも、特に観光復興に関して、頻りに地域の観光団体に足を運んで意見交換をしながら、観光の場合、特に外国人の場合は、例えば青森県で日本に入ってきて仙台市から出て

いくといった広域的な人の動きになりますので、一自治体だけではいかんともしがたい部分があるため、国として相談に乗れるところはないかということによってやっておりました。ほかのなりわいの関係では、地域での特産品の開発など、地元で頑張れることは頑張っていたできつつ、販路を広げていくという部分については、より広域的な取り組みなので、国として何かお手伝いできることはないかといったような視点で、検討しているところです。

○ハクセル美穂子委員 昨日、人口減少対策調査特別委員会で、三菱総合研究所の松田智生先生から逆参勤交代という考え方があるということをお勉強しました。岩手復興局の沿岸部への移設というのありがたいことなのですが、ぜひ復興庁を軸にして、コアなところが岩手県に来るわけではないのだけれども、ワーケーションということも政府も言っていますので、例えば各省庁の部署の中で移転できるようなものと、岩手県でテレワークができるような施設とのマッチングのようなものもリードしていただければ非常にありがたいことではないかなと思います。

アバッセたかたや、周りの商業地をどうつくっていくかということが課題だということをお話ししてくださいまして、確かに本当にぼつぼつ空いていて、どうしていくのだろうといつもお邪魔するたびに考えさせられるのです。まずは人が来てそこで買わなければ商売は成り立たないので、都市部の皆さんが来てくださり、観光だけですとこういったコロナ禍のような時に海外の旅行客は一切来ないということが現実問題起こっていますので、リスク分散のためにも、国内の省庁や大企業の方などがこちらに来る仕組みも併せて考えていただければありがたいと思います。その点についてお願いして、質問を終わりたいと思います。

○斉藤信委員 お話ありがとうございました。第2期復興・創生期間に関しまして、岩手県、宮城県の地震・津波被災地域について、三つの課題が提起をされました。課題が集中する沿岸部への移設は、岩手県の場合はどこになったのかを一つ目に伺います。

二つ目に、復興特別区域法の対象地域の重点化とありますけれども、これはどういう観点での重点化なのか。心配するのは、ハードの整備では被害の状況によって被災各地はかなり違いがあるのですけれども、産業再生、なりわい再生という点からいきますと、あまり違いがないと。震災の被害、そして大不漁、今度のコロナ危機、去年の台風第10号、平成28年度には台風第10号もあり、被災地の産業再生は大変深刻な打撃と影響がありました。私は、被災地の産業再生ということから見ると、被災地は引き続き全体の重点化で支援する必要があるのではないかと思います。先日久慈市へ行った時に、久慈市の水産加工会社の方からこういう話を聞きました。グループ補助金で再建をしたが、その4分の1の借金返済がこれから15年続くのだと。今そういう三重苦の状況ですから、減免とか支援が必要だという話も聞きましたので、この重点化というのはそういう点でどういうことなのかを教えてください。

あわせて、被災者支援なのですけれども、例えば岩手県の場合は災害公営住宅に今8,800人ぐらいが入居しています。被災者の多数だと思えますけれども、この特徴は低所得者が圧

倒的に多いと。そもそも公営住宅は、政令月収 15 万 8,000 円以下ですけれども、国の家賃減免の対象はその半分なのです。その方々が約 7 割なのです。財産を奪われ、犠牲を強いながら、それでも低所得で頑張っていると。こういう方々の生活再建、コミュニティーの再建というのは大変切実な課題で、ぜひしっかりした配慮をいただきたい。

三つ目ですけれども、政府は 5 年間の復興・創生期間の事業規模を 1.6 兆円ということで、内訳を聞きますと、福島県が 1.1 兆円、岩手県は 1,000 億円、宮城県も 1,000 億円。ここに入らない 3,000 億円というのはどういうものなのか伺います。

四つ目に、先ほど広島市議会の話を変に興味深く聞かせていただきました。岩手県内でもこの震災遺構をどうするかということは、大変シビアな議論がありました。私は先ほどの話を聞いて、災害が大きく、犠牲者が大きいところほど、簡単に結論が出せない課題が震災遺構だったのではないかと。そうだとすれば、もっと時間をかけてこの問題を解決するというのが広島市の経験だったのではないかと。こういうことは、全国の経験を踏まえて、丁寧な支援といいますか、経験というものを示していただければ、震災遺構をしっかりと保存することができたのではないかと。そこで、お聞きしますけれども、立ち上げの補助はありましたが、維持管理も大変なのです。そこも検討されたところでありますけれども、この維持管理については地方交付税で何らかの形で見られるのか、市町村の一般財源持ち出しなのか、あわせて教えていただきたい。

○重高浩一参考人 まず、岩手復興局の移転先につきましては、今まさに検討中でありまして、夏の間に移転先について結論を出して、政令を定めていきたいと考えております。各被災地の残された課題の状況、何よりも被災市町村の御意見を承りながら、速やかに決めてまいりたいと考えております。

二つ目の復興特別区域法の対象地域の重点化の関係ですけれども、各地域の雇用の状況、あるいは人口減少の状況をしっかりと見ながら、どこに重点化していく必要があるかを考えていくということで、今パブリックコメントを行っている案については、沿岸 12 市町村全て非常に厳しい状況という認識の下、言及のありました久慈市も対象にし、パブリックコメントの案を示しているところです。

それから、災害公営住宅の関係です。低所得者の方が非常に多い中で、今後どういった支援が必要かということになりますと、福祉との連携の問題ではないかと捉えておりまして、関係省庁とどういったことが必要か、自治体だけできるのか、国の支援が必要なのか、そういったところも議論しながら検討をしてまいりたいと考えております。

三つ目の 1.6 兆円の内訳の中にその他という項目があるということですが、昨年 12 月に閣議決定をしました復興・創生期間後の基本方針の中にさまざまな取り組み項目が記載をされております。被災 3 県に割り振るようなものではなく、全国的な課題も含めて計上しているもの、福島県の国際研究拠点の関係はまだ議論がまとまっておりませんので、今後これぐらいは見込まれるかもしれないといったあたりも踏まえた上で、大枠として財源スキームは今のままでいいのかというところを検討して結論を出したものであります。

最後に、震災遺構の関係ですが、震災遺構の整備に対する支援に当たって、どういった支援が必要かということは、結論として各市町村1カ所と決めたわけですが、同時に、維持管理をどうするかということについても議論をしておりました。その結論としまして、維持管理について地元市町村で見通しが立ったものについては初期費用を支援しましょうというスキームになっておりますので、基本的には市町村で維持管理、運営のほうは頑張っていたいただきたいといったことで、初期費用に対してはかなりの支援をしてきたところです。

まだまだ復興庁は存在しますので、今後どういった課題が出てくるかということも、状況はしっかり注視しながら見守ってまいりたいと思っております。

○**齊藤信委員** 最後に1点、災害公営住宅について、低所得者問題は一番大きな問題ですが、もう一つ収入超過者問題がありまして、収入基準を超える方々は、4年目からは家賃が民間近傍家賃になり、急速に上がってしまっただけで退所せざるを得ないと。これは宮城県でも岩手県でも起こっているのです。陸前高田市では空き室を特定公共賃貸住宅に位置づけて、既に40戸ぐらいがそのまま一定の家賃で入居できるということで、これはうまくいっているのです。この陸前高田市の仕組みのように、もっと柔軟に対応すべきではないかと思えます。陸前高田市だけやっているということもおかしい話で、岩手県も今年度に入って一般入居の募集の結果を踏まえて検討するところまで来ているのですが、陸前高田市以外の市町村についても、収入超過者問題にはこういう制度があり、既に実施されているということで、私は前向きにこの問題を解決できるのではないかと思います、その点の御意見を伺いたい。

○**重高浩一参考人** 特定公共賃貸住宅の活用は、非常にいい事例と捉えておりまして、こういったやり方もありますということをして市町村、県営であれば県に示しながら、相談をしているところです。基本的に公営住宅は地方自治体が運営する住宅ということで、今後の維持修繕に係る費用などを踏まえながらどう運営していくのかは、最終的に市町村で決めていただく必要があるものですが、その過程においてはさまざまな情報提供を行っており、きめ細かに相談に乗っていきたいと思っております。

○**佐々木朋和委員** 御説明ありがとうございました。資料の13ページの今後の取り組み、2の原子力災害被災地域については、恐らく福島県等を想定した部分だと思うのですが、私は県南の一関市からの選出で、奥州市、一関市は御存じのとおり汚染重点調査地域になって、今もなお例えば学校の校庭の下には汚染土砂が眠っております。また道路側溝では最終的な処分の指針も示されずにそのままになっており、農林業系副産物の処理も残っている状態にあります。

原子力災害被災地域とまでは言えない、グレーゾーンのようなところは、第2期の復興・創生期間においてはどのように位置づけられているのか、予算配分等はあるのか、また解決に向けて動きは加速していくのかお伺いします。

○**重高浩一参考人** 地震・津波被災地域の検討課題としては、この3本しか書いておりませんが、昨年12月に閣議決定しました復興・創生期間後の基本方針に記載しております。

す地震・津波被災地域の取り組みの中に、原子力災害についても同じようにまだ課題が残っているということは記載しておりまして、福島県での取り組みと連携しながら、岩手県内でも残された課題という認識の下に取り組んでまいります。

具体的には、国だけではなく、東京電力の関係もありますので、いろいろ難しい話し合いが残っているのですけれども、課題はしっかりと認識しておりますので、地元の声も踏まえながら今後も取り組んでまいります。

○佐々木朋和委員 災害から10年がたち、人口が減っている中で、学校も統合という話になって、土砂をどうするか、あるいは農家さんも高齢化が進んで、他界をされて、その残った土地をどうするか、あるいは先日の水害、大雨の時も道路側溝がそのままになっていることが原因で水害が拡大しているという状況もありました。地域にいと、福島県の放射線対策が取り沙汰されて、周辺のグレーゾーンについては課題解決がそのままになっているような気がするというのが住民の意見です。解決に向けて我々議員も努力していきますので、ぜひとも岩手県からそういった声があることをも挙げていただくよう、よろしくお願いをしたいと思います。

○伊藤勢至委員 私は宮古市からの選出でありまして、岩手復興局宮古支所の皆様には、わけてもいろいろ頑張っていただいておりますことに、まずは御礼を申し上げたいと思います。

東日本大震災津波からの復興に関しては、そんなに遠くない将来、ハード面等においては復興が成るものと思っております。そうすると、復興庁はどうなるのでしょうか。と申しますのは、専門家の間では、次なる大災害としては首都直下型、あるいは東海、東南海、南海、そして最近にありましては北海道の東部に地下プレートにひずみがたまっていて、津波が起こると宮古市は29.7メートルの津波が来るであろうという話になっておりますが、我が県の津波防御は防潮堤15メートルでありますので、もし29.7メートルの津波が来れば完全にアウトになるということもあるわけです。災害が発生した瞬間に情報収集することが大事になるので、復興庁は継続してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○重高浩一参考人 復興庁の組織については、復興庁設置法に基づいて設置されております。国会の審議の中でも、東日本大震災に対する復興と課題が残っているということで、そちらに集中すべきだということで、10年間延長という形で結論が出たということです。その法律案をつくる過程において、今御指摘いただいた議論も当然ありました。それに対しては、防災は防災のほうでしっかりと取り組んでいかなければならないということで、復興庁に来る前、内閣府の防災担当の仕事をしておりましたけれども、その当時に比べて現在は防災担当の体制も強化されております。御指摘いただいたような御意見を踏まえて、着実に体制整備は国でも進められているということでありまして、その状況が全国的に報道されることはないのですけれども、着実に必要な対応は内閣官房を中心に取られているということをお伝えしたいと思います。

○伊藤勢至委員 東日本大震災津波から、あと半年ちょっとで丸10年になります。当時の

東北地方整備局長の徳山日出男さんの話ですが、発災当時、局長の部屋には、東北6県の港湾、橋梁、水樋門の映像が30か40ぐらい常に映っておりましたが、電源が切れてどんどん消えていき、これはただならぬことが起きていると感じたそうであります。その日の夕方6時頃、当時の大畠国土交通大臣から1本の電話が入って、東北に詳しいのはあなただから、あなたが思うような復興の指揮を執りなさい、責任は俺が取るといふ電話が入ったそうあります。この話は、四、五年後に岩泉町での講演が終わった後、ふと漏らされた言葉でありまして、国土交通大臣からの言葉が励みになって後押しになったと、そういうところから自分はいしの歯作戦を展開しようと。まず、東北縦貫自動車道を復旧する、国道4号線を復旧する、それから横に宮古市や釜石市、久慈市に入る道路を復旧していくと。それによって、災害支援の自衛隊、警察、消防などの車が通ることができ、いろんな支援物資等も入ってくると、そういう作戦を展開した結果、まず初動としては立派だったと思うのです。

災害が発生してから復興庁が起動するその瞬間は、情報収集が一番先行しなければいけないのではないかと思います。内閣の組織図の中で復興庁が内閣官房のすぐ下にある、権限がある、それはわかりますけれども、まずは情報収集が先行しなければいけないのではないかとこの点をお考えいただくべきではないかと。これは被災地の人間としてそう思うわけではありますが、いかがお考えでしょうか。

○重高浩一参考人 国としては、まずは情報収集、それを踏まえて応急対応をしていく必要があるというのは、まさにおっしゃるとおりであります。この情報収集体制ということで、先ほども申しました内閣府防災の体制強化もなされております。内閣府防災の職員というのは、地震発災後30分以内に官邸、あるいは中央省庁の8号館といったところに参集するという体制で勤務をしておりますので、そういった体制というのはまさに強化をされてきているところであります。

○岩崎友一委員 御説明ありがとうございます。二つ質問がありまして、一つは来年度以降の第2期復興・創生期間に関する質問であります。今ある支援制度の継続ということはいろんな市町村から出ており、グループ補助金、災害援護資金、心のケア、コミュニティーの形成支援等、ソフトを中心に課題が出ています。1,000億円という事業費の中で、こういった事業をしっかりとやっていかなければならないという協議や意見交換は、岩手復興局と県の復興局の間で日頃されているかと思うのですが、県からはこういった要望が上がって、それに関して岩手復興局としては復興庁にこういった状況で協議を進めているというあたりを、具体的に時系列的な部分も含めて教えていただきたいというのが一つ目の質問です。

○重高浩一参考人 岩手復興局は一元的な窓口ということで、県の復興局とは常日頃から情報交換をしておりますけれども、今回の1.6兆円の大枠を決める議論の中では、あくまでも大枠ですので、きめ細かく個々の事業についてどうのこうのというのではないので、大枠として0.1兆円、1,000億円が見込まれるという話を直接県から本庁のほうに伝えていただきまして、それを踏まえつつも、最終的には関係省庁で見積もった必要額というものを積み

上げて 1.6 兆円というものはじき出していると、そういったような経過になっております。したがって、岩手県内でこれからの復興、地方創生の支援についてどれだけの予算が必要かというのは、これから来年度予算の編成に向けてさらに意見交換を重ねていくという段階であります。

○岩崎友一委員 県の復興局との意見交換の中で、県からは新規、継続を含めて、こういった事業を第2期復興・創生期間の中でお願いしたいという要望が上がっているのでしょうか。

○重高浩一参考人 個別具体的話は控えさせていただきたいと思いますが、ソフト関係、特に被災者支援であればコミュニティー形成の問題とか、産業、なりわいの関係については、特に水産業の関係ですとか、さまざまな課題について御意見を伺いながら、これから予算編成を進めていくという状況です。

○岩崎友一委員 わかりました。お答えできない部分もあると思いますので、2点目です。ハクセル議員からも意見がありました新年度の今後の取り組みの地方創生との連携強化という部分ですけれども、私が提案し御検討いただきたいのは、ソフト面でいろいろ課題が残っている中で、移転元地の利活用の問題というのも多くの市町村で大きな課題として残っているのが現実です。また、今回地方創生との連携強化ということですが、まち・ひと・しごと創生基本方針でも地方創生を打ち出して、この政策の大きな柱の一つとしては、都市部から地方への人の流れをつくるということで、本社機能の移転に、例えば固定資産税の減免等々いろんなメリットをつけたわけですが、うまくいっていないのが現状であると思います。

新型コロナウイルス感染症が発生して、東京都は今も大変な状況で、新しい生活様式という中で今後企業も経営していくのかもしれないけれども、感染症に対する企業の危機管理として、本当に本社が東京でいいのかと。今さまざまテレワークだったり、何なりできる中で、移転をしてもいいのではないかと企業も、あれだけ多くの本社が集まっていれば出てくるのではないかと思います。つきましては、被災地の移転元地の利活用という課題と、政府のほうでうまく進まない企業の本社移転を、この機会にマッチングできるような形で積極的に動いてほしいと思うのですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○重高浩一参考人 移転元地の活用について、市町村の方々が頭を悩ませているというのは常日頃から伺っております。来年度の予算編成過程の中で大きな課題の一つということで、重点的にどうしていけばいいのか検討しているところですが、それが本社機能の移転というところまでいくのかは想像はできないのですが、各市町村の元地の面積、集約状況といったところを細かく踏まえながら、こういった利活用が現実的に見込まれるのかをきめ細かく相談をしながら、必要なスキームは何かを議論していきたいと考えているところです。

○岩崎友一委員 移転元地も市町村が復興庁や県からお知恵を拝借して考えても、これだけ残っているというのが現状で、では新たに公園かといったらそうではなく、岩手県の有効

求人倍率は、沿岸部も1.5倍、1.6倍までいったのが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1倍を切って、釜石管内は0.8倍を若干下回るくらいになっているかもしれません。そうするとやはり大手企業を誘致したいという思いもあると思いますし、これは復興庁だけの話ではないと思うのです。地方創生担当大臣ともしっかりと協議をしていただいて、政府としてそういった可能性について模索をしていただきたい、それを上に上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**工藤勝子委員** 御説明ありがとうございました。復興と外れるかもしれませんが、私は復興プラス今後新しいまちづくりを進めていかなければならないと思っています。沿岸地方を中心として人口減少が進んでいる、経済も低迷している中で、岩手県は今ILCの推進、誘致を進めております。私は、今後新しいまちづくり、そして日本の科学の拠点となるILCの推進を考えていくと、将来の展望が見えてくる大型プロジェクトではないかと思っています。

復興庁はILCとは関係ないと思っているかもしれませんが、岩手県民の一人として、私はこういうプロジェクトが入ってくることによって、これからの未来の子供たちに希望を持たせることもできるし、人口減少にも将来的に歯止めをかけることができる。科学的な拠点、海外とのさまざまな交流、復興で落ち込んでいる東北の経済、日本の経済を盛り上げていくためにも、非常に重要ではないかと思っています。そういうことを復興と併せて議論することはできないのでしょうか。所感を伺いたいと思います。

○**重高浩一参考人** ILCの関係は、私どもの幹部が岩手県を訪れた時にも、お話を伺う機会はたくさんあります。地元の思いというのは復興庁としてはしっかりと受け止めているところですよ。

その状況を関係省庁、具体的には文部科学省ですけども、しっかりと伝えながら状況を見守っているというところでありまして、復興庁としては窓口機能にとどまってしまうわけですけども、地元の思いはこれからもしっかりと伝えてまいりたいと思っています。

○**工藤勝子委員** 願わくはなるかもしれませんが、今産学官一体となって岩手県で動いてきているわけです。状況としては、私はこの新型コロナウイルス感染症の影響もあつたり、非常に苦しい状況に入ってきているのではないかなと思っています。だからこそ、未来を見据えるということは非常に大事であります。復興とはあまり関係ないと捉えていないで、ぜひ地元の復興と併せた声を復興庁からも上げていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○**高橋はじめ委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋はじめ委員長** ほかにないようですので、岩手県における復興の現状については、これをもって終了いたします。

重高様には、今後も岩手県の復興のために御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。



次に、日程2、現地調査（11月実施分）についての件ではありますが、配付資料2のとおり、11月4日水曜日と11月6日金曜日の2日間で被災市町村等の復興に係る取り組み状況等について現地調査を実施したいと考えております。今回は4班編成とし、5月に実施する予定であった気仙沼市と県内3市町村を調査先として実施してはいかがかと考えております。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、計画どおり実施することが困難となった場合は、実施の有無も含め、当職に御一任いただきたいと思いますと考えております。これに御異議ありませんか。

○**斉藤信委員** 常任委員会の県外視察について、各常任委員会で議論になったと思いますが、文教委では県外への視察は自粛しようという議論になりました。調査対象地域が4カ所で、その中に気仙沼市が入っているのです。気仙沼市は本当に調査したいところだけでも、新型コロナウイルス感染症が全国的にも拡大している中で、私は県外は遠慮すべきではないのかと思います。

○**高橋はじめ委員長** ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋はじめ委員長** それでは、ただいまの御意見も踏まえて、今後の進め方につきましては改めて当職に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋はじめ委員長** ありがとうございます。

次に、日程3、その他ではありますが、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋はじめ委員長** なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会をいたします。